

カンワ 奥和 ↓ナカサハカンワ 長澤完

キ

キアゲバ 木揚場 金澤の地名。三社揚場ともいう。昔宮腰往来が今の所謂古道を通つた時、材木を宮腰から河水によつて運搬し、この木揚場で陸揚げして安江木町等に送つたといふ。

キイタゾクサ きいたぞ草 一冊。堀麥水の著で、後に三州奇談と題するもの、第一巻と第二巻とである。

キイン 希因 ↓ワタヤキイン 船屋希因。

キウンドンカイ 希運墨爾 金澤曹洞宗天徳院十八代の住持。天保七年四月八日城州粟生觀音寺に於いて示寂、六十九歳。

キエツ 龜鏡 ↓マツヲキエツ 松尾龜鏡。

キエン 淇園 ↓カミヤキエン 神谷淇園。

キエンヒヤクリツ 汎園百律 一卷。草廬述溪著。著者は刀圭に詳しく、大聖寺侯の殊遇を得て旗山の南に藥園を賜はり、之を汎園と名づけて公暇こゝに詩思を練つた。本書はその七律百編を集めたもので、附録に東方祖山・岡村琴菴・坂井梅屋等十數人が、岡地の勝を詠じた七律三十首を併せ収めてある。

キオウイン 希翁院 金澤六斗林に在つて、龜嶺山と號し、曹洞宗に屬する。開基は越中今石助永傳寺三代希翁守麟で、慶長十年檀徒神戶清庵・神戶藏人と共に、前田利長に請う

て泉野に今の寺地を受けた。文化十二年十月七日當時の住持は破戒の爲に磔刑に處せられたが、寺號は尙繼續した。

キオチガハ 木落川 鹿島郡城山の内木落谷から流出で、府中で大谷川に落合ふ。その水源から落合まで四軒許。

キオンシヤ 祇園社 金澤寺町に在る。もとの別當を規行院といひ、後に願行寺と改め、本山派の山伏であつた。明治元年神佛混淆禁止の後、願行寺は復舊して泉守衛と稱し、次いで祇園社を八坂社と改めた。

ギオンシヤリヨウ 祇園社領 加賀野郎が京都祇園社の領であつたことは、文明三年四月の文書によつて知られる。

ギオンマツリ 祇園祭 藩政時代に六月七日から十五日に至る間に、金澤寺町願行寺・卯辰禪院・吹屋町乾貞寺で祇園祭が催された。願行寺は本山派、禪院と乾貞寺とは常山派の山伏であつた。

ギカイ 義介 ↓テツツウギカイ 徹通義介。

キガレイチヨウ 規外鑑長 曹洞宗の僧。寛保三年羽咋郡白瀬の豐財院十七代に居り、延享元年永平寺に瑞世し、同二年金澤鶴林寺に移り、寶曆六年五月を以て寂した。初め鑑長豐財院の血書大般若經續寫の志を起し、元文二年二月その第三百三十二卷に筆を起し、延享三年五月に至つて第六百卷の功を竣つた。

キカバヤ 開ばや 一冊。文久三年初夏とある金澤の俳人吉袋の自筆本で、梅室その他の作つた序跋を集めてある。芭蕉の八月六日附で中村右門に宛てた消息などもあり。卯辰集に關する句空菴芭蕉の消息を、勇夫子とい

ふものが所持してゐたことなども見える。

キキバン 開番 この職の起原は不明であるが、寛治以前遠藤數馬・兼松又四郎・三浦勘右衛門・小寺甚右衛門の四人が勤め、同二年茂田内膳清正・林興右衛門明春・兼松小右衛門の之に任せられた時から役料二百石を賜はつた。元祿二年八月由比孫兵衛昌清・杉江平丞重相に役料金六十兩を賜ひ、料知を罷められ、十二年七月九日林助太夫・津田久丞二人が命ぜられ、先役三好助左衛門兼好・戸田清太夫勝武・杉江平丞も故の如く勤めたが、以後追追轉役し、享保十一年十二月二十八日江戸に於いて中村助左衛門正明・平田權左衛門正徳・後藤瀨兵衛致遠の命ぜられるに及んで物頭並に列し、役料知百五十石を受け、各足輕一組十五人・小頭二人を預け、手替二人を給せられ、十五年八月また井上吉郎左衛門一慎が命ぜられて開番四人となつた。この開番は江戸邸に居り、幕府及び他藩の者と應接して公用を辨じ機密を探知する者であり、他藩では留守居役といふものに當る。藩末に至つては京都方面にも開番が派遣せられた。

キキバンジヨウスケ 開番定助 ↓キキバンスケ 開番助。

キキパンスケ 開番助 開番は組頭並又は物頭並を以て之に補するが、事務の繁劇なる時は、臨時に助手を大小將組から取られた。之を開番助といふ。若し常時助手の勤務に當るべく定められたる者は、開番定助と稱へた。

キキパンツカヒヤク 開番使役 開番の屬

更で、使者等の任に當るものをいふ。

キキバンミナラヒ 開番見習 元祿十五年三月芝山彦三郎・近藤治右衛門の任せられたのが、この職の起因であらう。初め加人といふたが、次いで見習と改められ、その在江戸中は必要の費用を與へられた。享保十二年十一月廿一日井上吉郎左衛門の任せられた以後連續する。

キギヨウアン 幾隱庵 金澤に於ける蕉風俳人の庵號。雲蝶先づ之を稱へ、年緒・年緒の子眞澄・古來・古來の門一景が相繼いだ。

キギヨウイン 規行院 ↓ギオンシヤ 祇園社。

キギヨウマル 起業丸 加賀藩の帆船。西曆千八百六十年建造。原名ニコスポイ。木製長さ二十間幅四間。慶應三年十月長崎に於いて之を購入した。

キキヨウヤロクエモン 桔梗屋六右衛門 京都の人。前田利長の時以後吳服御用を命ぜられ、正保二年歿。子六右衛門家を繼いで吳服御用等に從ひ、弟七左衛門は江戸表御用の事に從うた。京都川原町なる加賀藩邸の差配は、初め六右衛門之に當つたが、天保二年その死後七左衛門が代つた。

キキン 飢饉(加賀藩) (一)寛永の飢饉 寛永十八年は前年の凶作に續いて米穀また登らなかつた。これは六七月の交東北黒あひの風の吹き荒んだ爲であつた。之を以て貸租多く留り、十九年夏には一石の價銀六十四匁に騰貴すること數日に及び、下民遂に飢死するものが多かつた。

(二)元祿の飢饉 元祿八年風雨序を失うて米穀登らず、農民は貢租を納るゝことを得ずし